

# 入間市地区体育施設等管理要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、入間市地区体育施設設置及び管理条例施行規則（令和7年規則第7号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、入間市地区体育施設等（以下「地区体」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 地区体の使用許可、管理等に係る業務を行う指定管理者をいう。
- (2) 使用者 地区体を使用する者をいう。
- (3) 登録 施設の使用予約を行うことができる団体となるために行う手続をいう。
- (4) 登録団体 申請による団体登録を完了した団体をいう。
- (5) 個人 市内在住、在勤又は在学する者、または市外在住の者で登録団体以外の使用者をいう。

## (管理者の役割)

第3条 管理者の役割については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入間市地区体育施設等使用団体登録（変更）申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）の受理
- (2) 登録申請書に記載された内容の確認審査・決定、登録団体一覧の名簿の作成
- (3) 入間市地区体育施設等使用団体登録（変更）決定・却下許可書（様式第2号。以下「登録許可書」という。）の交付
- (4) 提出された規則第2条第1項の入間市地区体育施設等使用（使用変更）許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）の受理
- (5) 提出された使用許可申請書に記載された内容の審査
- (6) 規則第2条第2項の入間市地区体育施設等使用（使用変更）許可書（以下「使用許可書」という。）の発行
- (7) 使用に関する調整及び指導

## (使用の資格)

第4条 地区体を使用することができる者は、登録団体又は個人とする。ただし、管理者が特に必要と認めた者については、この限りでない。

## (団体登録の申請)

第5条 登録をしようとする団体は、登録申請書を管理者へ提出しなくてはならない。

2 登録団体は、申請内容の変更により、使用料の判断区分に変更が生じる場合は、速や

かに登録申請書を管理者に提出しなければならない。

(登録の要件)

第6条 登録をしようとする団体は、次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 市内在住、在勤又は在学する者8人以上かつ団体の構成人員の3分の2以上が地区体地区内に在住、在勤又は在学する者であること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、地区内に地区体が所在していない豊岡地区又は金子地区内に在住、在勤又は在学する者については、他の5地区のうち1地区のみ登録できるものとする。
- (3) 代表者及び責任者は、地区体地区内に在住、在勤又は在学する者であり、平時に連絡が取れ、その団体についての内情を把握していること。
- (4) 責任者は、18歳以上であって、代表者と同一者でないこと。

(登録団体の決定)

第7条 管理者は、第5条の規定による登録の申請があったときは、内容を審査したうえで、その適否を決定し、その結果を登録許可書の交付をもって申請者に通知するものとする。

2 豊岡地区又は金子地区内に在住、在勤又は在学する者で構成された登録団体が、複数の地区体への登録が発覚した場合は、決定を取消すものとする。

(団体登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 基準年度は、令和8年度を最初として2年度ごとに設ける。
- (2) 登録の有効期間は、許可日から次の基準年度の前年度の末日までとする。

(団体登録の申請期間)

第9条 登録団体は有効期限の2か月前から、更新申請として、第5条に規定する申請を行うことができる。

(使用料の納付)

第10条 登録団体及び個人は、施設を使用しようとするときは、予約が確定した日から3日後までに納付手続を行わなければならない。納付手続が行われなかった場合、予約は取り消しとなる。

(使用料の判断区分)

第11条 団体構成人数のうち半数以上が児童・生徒であり、児童・生徒の活動を主たる目的とした登録団体及び利用人数のうち半数以上が児童・生徒である個人の使用料は、

入間市地区体育施設設置及び管理条例別表第3に記載する児童・生徒料金に該当するものとする。ただし、使用する団体のうち、市内在住・在学・在勤でない者が半数以上を占める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 入間市地区体育施設設置及び管理条例第12条、入間市地区体育施設設置及び管理条例施行規則第4条および第5条に基づき、使用料の減免を受けようとする者は、次の各号のとおり減免申請書を提出しなければならない。

- (1) 規則第4条2号及び3号に定める減免を受けようとする者は、使用許可申請に合わせ提出しなければならない。
- (2) 規則第4条4号に定める減免を受けようとする者は、登録団体の申請に合わせ提出しなければならない。

(子どものための施設開放)

第13条 管理者は、地区体の開館時間のうち、午後1時から午後5時までの、利用予約のない時間帯において、子どものための施設開放として、無料で子どもに開放することができる。

(使用基準)

第14条 地区体の使用基準について、以下の各号のとおり定める。

(1) 抽選予約

登録団体は、使用しようとする日の属する月の前月1日から7日にかけて、抽選予約申込を行えるものとする。抽選予約申込において、同じ時間枠に対し複数の申込があった場合には、前月8日に抽選処理を行い、結果を登録団体に通知するものとする。

(2) 先着予約

登録団体は、使用しようとする日の属する月の前月11日から15日にかけて、空きのある時間枠に対して先着で予約を行えるものとする。

(3) 一般予約

登録団体又は個人は、使用しようとする日の属する月の前月16日から、使用しようとする日の2日前までに、空きのある時間枠に対して先着で予約を行えるものとする。

(4) 上限枠

使用区分1枠2時間の使用申請において、抽選予約と先着予約を合わせ、月8枠(16時間)を上限とする。一般予約の上限枠の設定はしない。

(5) 夜間の使用

中学生以下の者が午後5時以降に使用するときは、責任者等(成人)が使用時間中に立ち会うことを必要とする。

(6) 競技種目の制限

管理者が地区体を破損すると認めた種目については、使用を許可しないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。